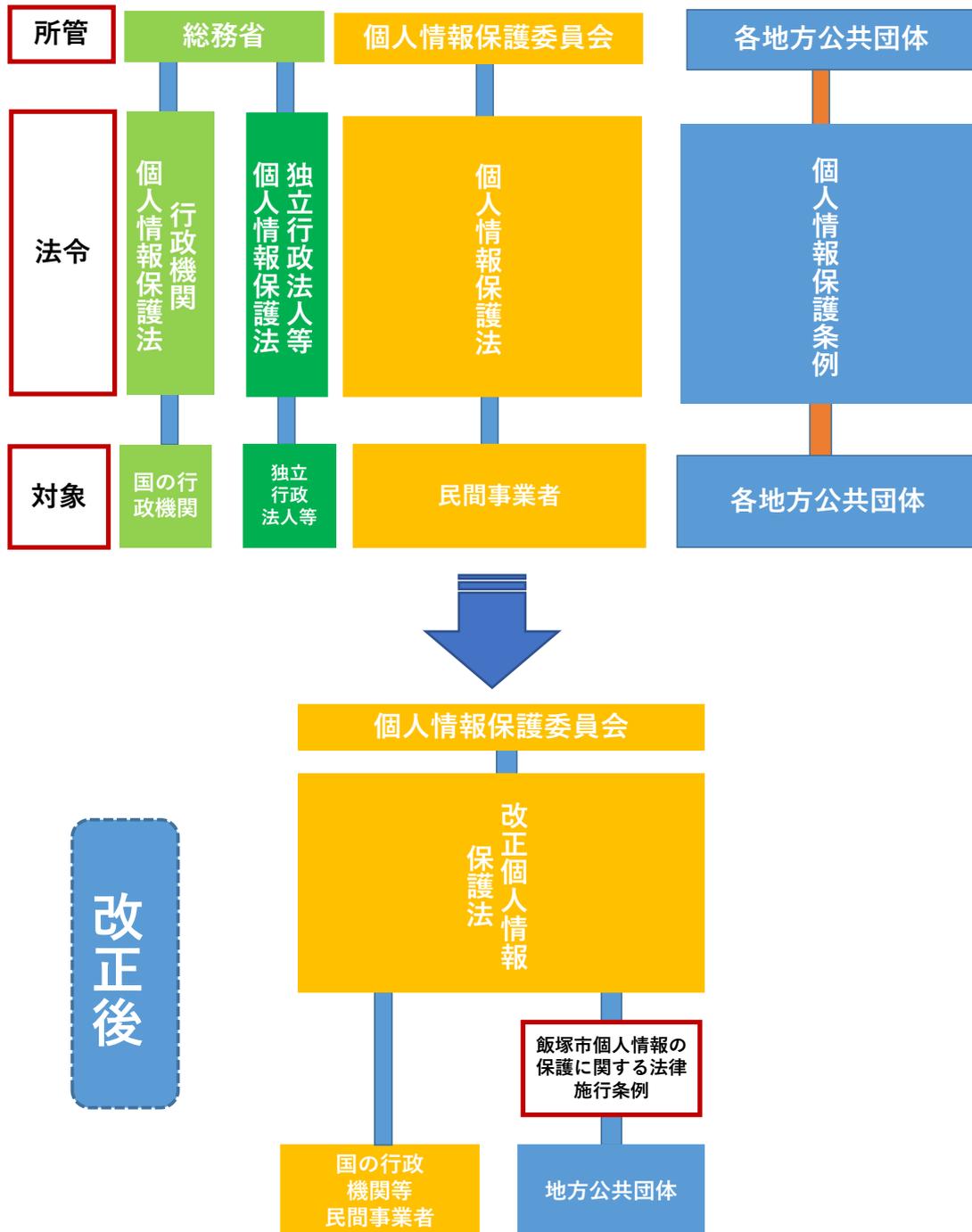


個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

1 個人情報保護制度の見直し

令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。これにより「個人情報保護に関する法律」が改正され、これまで個人情報を取り扱う主体ごとに国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者に分かれていた3本の法律が、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に一本化されました。

令和5年4月1日からは、地方公共団体にも全国的な共通ルールが適用されることとなったため、法の施行に必要な事項を条例で定めるものです。



2 飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「改正条例」という。)の考え方

法で個人情報の定義や個人情報の取扱い、開示請求等について、全国的な共通ルールが規定されたことから、現行の飯塚市個人情報保護条例(平成 18 年飯塚市条例第 11 号。以下「現行条例」という。)において、法と重複している部分は削除し、手数料など条例で規定する必要がある事項や、現行の飯塚市における個人情報の取り扱いを継続するために必要な事項について定めるものです。

なお、飯塚市がこれまで条例に基づく独自の制度として運用してきた個人情報の取扱いのルールや開示請求に対する開示決定の期限等については、新たに適用される法のもとで維持することとします。

【現行条例における主な事項ごとの規定一覧表】

現行条例の主な事項	法	改正条例	備考
① 目的	○	○	【水準維持】
② 実施機関・事業者・市民等の責務	△	○	【水準維持】
③ 個人情報の収集、利用・提供の制限	○	×	【規定不要】 現行条例と同一の規定が法にあるため
④ 個人情報業務登録簿 (法及び改正条例において、「個人情報ファイル簿」)	○ (千人以上)	○ (すべて)	【水準維持】
⑤ 個人情報保護管理責任者	×	○	【水準維持】
⑥ 開示請求等の権利、請求の手続	○	×	【規定不要】 現行条例と同一の規定が法にあるため
⑦ 開示請求に対する開示決定等の期限(14 日)	○ (30 日)	○ (14 日)	【水準維持】
⑧ 開示決定等に対する審査請求・諮問	○	×	【規定不要】 現行条例と同一の規定が法にあるため
⑨ ⑧の諮問先の機関(個人情報保護審査会)	×	○	【水準維持】
⑩ 個人情報保護審議会	×	○	【水準維持】 審査会に諮問
⑪ 運用状況の公表	×	○	【水準維持】
⑫ 費用負担	×	○	【水準維持】
⑬ 実施機関の職員等の守秘義務違反に対する罰則	○	×	【規定不要】 現行条例と同一の規定が法にあるため
⑭ 個人情報保護審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則	×	○	【水準維持】